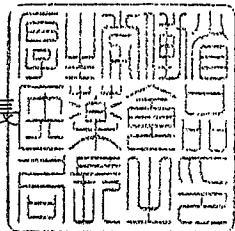


薬食発第 1210001 号  
平成 19 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 日本薬局方外標準品の製造・頒布の依頼について

日本薬局方標準品以外の国立医薬品食品衛生研究所標準品（医薬品等試験用標準品）については、平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国立医薬品食品衛生研究所標準品の製造・頒布の依頼について」をもって、従来、（財）日本公定書協会に製造・頒布を依頼してきたところである。

今般、下記の標準品の製造・頒布については、日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 117 号）第 2 条第 1 項に定める標準品製造登録を受けた者が行うこととし、これらの標準品の名称を「日本薬局方外標準品」とすることとしたので、御了知の上、関係者に対する周知方お願いしたい。

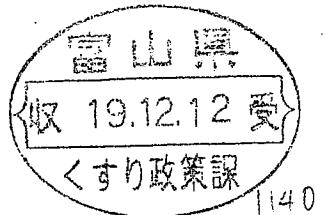
なお、これをもって平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知は廃止する。

#### 記

インドシアニングリーン
エストラジオール
エストロン
吉草酸ジフルコルトロン
ヒアルロニダーゼ
ヒト成長ホルモン
フルドロキシコルチド

なお、以下の標準品については、第 15 改正日本薬局方（日本薬局方を定める件（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号））をもって日本薬局方標準品として収載されているため、日本薬局方外標準品から削除する。

下垂体性性腺刺激ホルモン、低分子量ヘパリン、マレイン酸メチルエルゴメトリル、融点測定用





印刷集団・独立行政法人 国立印刷局

〔政令〕

- 政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成十九年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件(同五八一)
- 裁判外紛争解決手続の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件(法務四八一、四八二)
- 日本国に帰化を許可する件(同四八三)
- 農業生産者扶助品を製造する者を登録する件(農林水産省)
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(III〇九)
- 国民年金法施行令の一部を改正する政令(III一〇)
- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(III一一)
- 農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行は伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件(農林水産一二一五)
- 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件(同一一二一六)
- 電気工事士法第四条第四項第11号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件(経済産業一二五六)
- 國民年金法施行規則の一部を改正する政令(厚生労働一二一三)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する政令(国土交通一二一六)
- 天皇御即位陛下は第117回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件(宮内庁一)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務五六〇、五六一)

〔副題事項〕

〔面告報告〕

通 運

労 働  
海事補佐人の登録(高等海難審判官)

争議行為の通知の公表について

(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく關係労働者を代表する者の候補者の推薦について(同)

〔資 料〕

闘議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官

上

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、信託受益権販売業者商業保証金取戻し関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、

再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

〔告 〔公〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

本町で公布された法令のあらまし

△國民年金事業等の運営の改善のための國民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三〇九号)(厚生労働省)

△國民年金事業等の運営の改善のための國民年金法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一〇号)附則第一条第一項に掲げる規定の施行期日は、平成一〇年一月一日とする」とした。

△國民年金法施行令の一部を改正する政令(政令第三一〇号)(厚生労働省)

1 1 被保険者の保険料を立替えて納付する事務を行う指定代理納付者の指定要件を定めた。

2 この政令は、國民年金事業等の運営の改善のための國民年金法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一〇号)附則第一条第一項に掲げる規定の施行の日(平成一〇年一月一日)から施行することとした。

△出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三二一號)(法務省)

1 1 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成一八年法律第四三号)附則第一条第一項に掲げる規定の施行期日は、平成一九年一月一日とすとした。

△出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成一八年法律第四三号)附則第一条第一項に掲げる規定の施行期日は、平成一九年一月一日とすとした。

